

伊丹特別支援学校進路担当

今号では、『障害基礎年金』についてご紹介します。

- ○『障害者基礎年金』
- ・障害で仕事や生活に支障をきたすようになった方が現役でも受け取ることができる年金。
- ○対象者ならびに年金の受給について
- ・初診日が20歳未満。
- ・20歳の時に障害者基礎年金の受給対象者が、その後就職して厚生年金に加入しても障害厚生 年金を受け取ることはできない。
- ○受給されるにあたっての認定基準について

重い 🛑

障害基礎年金 | 級

障害基礎年金2級

軽い

※障害認定基準によって級が決定 「認定基準」は傷病ごとに基準を設定

- ○受給される金額について
- ※年間に受給される金額です。

1級:972,250円(+子どもの加算額)2級777,800円(+子どもの加算額)

【子どもの加算額】※受給者の方の間に子が生まれた時

- ・1人目、2人目:(1人につき) 223,800円 3人目以降(1人につき) 74,600円 ※子どもに関しては18歳未満。障害がある子に関しては20歳未満とされています。
- ○障害認定について
- ・「永久認定」「有期認定」の2つがある。「永久認定」は、障害年金の決定後も症状が変わらない 方が対象で、I度提出したらその後、診断書の提出は求められない。「有期認定」は、病状などの 確認が今後1~5年ごとの更新で確認が必要になる。
- ○請求にあたり必要な書類について
- ①年金手帳・基礎年金番号通知書(提出できない場合はその理由を提出する必要あり)
- ②年金請求書(請求者が記入する)
- ③医師の診断書(医師に依頼する)
- ④受診状況等証明書 (医師に依頼する)
- ⑤病歴・就労状況等申立書(請求者が記入する)
- ⑥戸籍抄本や住民票(マイナンバーを記載すると提出が不要)
- ⑦受取先金融機関の通帳等(本人名義のもの)
- ⑧所得証明書(本人の収入確認のため)
- 9印鑑(認印でも可)
- ○提出する期間について
- ・20歳になる前後3ヶ月の間。3ヶ月以内の本人の状態を提出しなければならないため。
- ○支給までの流れについて
- ①国保年金課に相談
- ②必要書類をそろえて窓口に提出
- ③年金決定通知書が自宅に届き、その数日後~振込スタート
- ○ご質問に関しては、直接市役所の国保年金課か本校進路担当(明石)まで問い合わせください。



